

苫小牧市採用力強化・機会創出事業企画運営業務
提案仕様書

令和6年10月

苫小牧市

1 業務名

苫小牧市採用力強化・機会創出事業企画運営業務

2 目的

生産年齢人口の減少により、本市の企業においても人材不足が深刻化・慢性化しており、将来にわたる安定的な人材の確保は、重要な課題である。

また、近年の採用マーケットは、採用直結型インターンシップの解禁等により、スケジュールの早期化がより一層進むなど、企業を取り巻く環境は大きく変化している。

本業務は、苫小牧市内の企業に対し、近年の採用動向を踏まえた採用計画の策定や採用方法の提案等のコンサルティングを実施し、採用力強化の支援を行うとともに、合同企業説明会等の新卒採用イベントの開催等により、市内企業の人材確保を図る機会を創出することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から、令和8年3月31日までとする。

4 提案限度額

11,319千円を上限とする（消費税10%相当額を積算した金額を含む）。

5 事業目標

- (1) 支援企業数 : 15社以上
- (2) 新卒採用イベントの開催回数 : 1回以上
- (3) 上記(1)(2)の他、本業務を実施することによる成果を定量的に測定可能な目標値（採用イベント参加者数、採用者数、企業見学者数等）を設定すること。

6 事業内容

本事業は、市内企業の「採用力向上支援」と「採用機会創出支援」を実施するものとし、概要は下記のとおりとする。

(1) 採用力向上支援

近年で大きく変化している採用マーケットに対応し、将来的に本事業による支援がなくても、自社で新卒採用に向けた取組を継続できるよう、社内の体制整備やノウハウ習得等を支援する。

(2) 採用機会創出支援

合同企業説明会等の新卒採用イベントの実施により、市内企業が不特定多数の就職活動中の学生（以下、「就活生」という。）に対し会社の魅力をアピールする機会を創出し、採用内定につなげる。また、市内企業への就職意欲や興味・関心度がよ

り高い学生や本市への UIJ ターンを希望する学生など、潜在的なターゲット層にアプローチし、人材確保に向けた継続的な関係性を構築するため、大学や学生との接点づくりを支援する。

7 支援対象企業

- (1) 支援対象企業は、中小企業基本法第2条に定める中小企業の定義に該当する企業であって、苫小牧市内に事業所を有し、以下の条件を満たす企業とする。
 - ア 採用意欲の高い企業であること。企業の採用意欲を確認するため、事前にアンケート等を実施すること。なお、支援企業については、同一業種に集中しないよう、幅広い業種を開拓するよう努めること。
 - イ 2026年4月から大卒又は短大卒予定者等を正社員として雇用する予定の企業であること。
 - ウ 原則として、過去に苫小牧市採用力強化・機会創出事業（旧：苫小牧市合同就職説明会事業）による支援を受けた企業でないこと。
- (2) 支援対象企業の選考にあたっては、採用意欲や将来性（継続性）などを採点により評価することとし、評価方法等は事前に本市と協議の上決定すること。
- (3) 本事業は、新たに新卒採用に取り組む企業への支援を基本とするが、過去に参加した企業も対象として事業提案する場合は、目的や必要性、見込まれる効果を明示すること。
- (4) 支援対象企業の募集は、一部公募で行うこと。

8 提案内容

(1) 採用力向上支援

ア コンサルティング支援

支援する企業毎に支援計画を策定し、計画策定から採用まで切れ目がないよう、近年で大きく変化している採用マーケットに対応したコンサルティング支援（例えば、採用ブランディング戦略立案、採用担当者への研修、インターンシップ受け入れ支援、内定後フォローを含めた選考フローの構築等）について提案すること。

イ 相談対応業務

支援企業が抱える課題を解決するための相談業務や、新卒採用イベント出展準備のサポートなど、企業の個々の実情に応じた支援を行うためのフォローアップ体制を提案すること。

ウ 採用環境整備支援

企業訪問・職場見学（オープン・カンパニー）や面接等のオンライン実施に

対応するためのサポート体制（受入れ企業への設備・機器の貸出しや WEB 会議用アプリケーションの導入・設定など）について提案すること。

エ 求職者への情報発信支援

苫小牧市が運営する就職マッチングサイト「とまジョブ」や民間企業が運営するナビサイト等への求人掲載など、より多くの求職者の応募につながる支援内容を提案すること。

(3) 機会創出支援

・ ア 新卒採用イベントの実施

- ① 就活生と企業のマッチングを目的とした合同企業説明会やインターンシップ説明会等の対面方式のイベントを 1 回以上実施することとし、近年の採用マーケットの動向を踏まえた効果的な開催時期（スケジュール）や実施内容を提案すること。
- ② 対面方式とオンライン方式を組み合わせた提案も可とする。
- ③ 対面方式の場合の開催地は札幌市内とし、札幌市近郊の大学生が容易に参加できる会場を提案すること。
- ④ オンライン開催の場合、仕様する WEB 会議ツールは、学生と企業の双方が使いやすいものとし、使用するツール及び配信方法（ライブ型、収録型）について提案すること。
- ⑤ 受託者が事業期間中に複数のイベントを開催する場合は、企業側の採用方針や希望を踏まえて、どの企業がどのイベントに参加するか決定できるよう、柔軟な提案とすること。
- ⑥ イベントの対象者は、2026 年 3 月に大学等を卒業・修了予定の者を基本とする。

イ 大学・学生との関係構築支援

市内企業への就職意欲や興味・関心度がより高い学生や本市への UIJ ターンを希望する学生などの潜在的なターゲット層にアプローチし、人材確保に向けた継続的な関係性構築を目指すため、新卒採用イベント以外に、大学や学生と支援企業が接点を持つ機会の創出支援について提案すること。

（支援内容の例）

- ① 学内企業説明会の実施
- ② 大学のキャリアセンター（就職課）の担当者との面談等
- ③ 企業見学会（オープン・カンパニー）の実施支援
- ④ 本市とゆかりのある学生（関係人口等）とのマッチング支援

ウ 集客に向けたプロモーション

- ① 支援企業が一人でも多くの学生と接点を持ち、採用につながられるよう、

集客効果の最大化が見込まれる媒体での周知・広報活動を提案すること。

- ② イベント参加者の増加及び支援企業のブースへの来場につながる企画を提案すること。

9 効果測定

- (1) 就活生の傾向やイベント満足度等を測定するため、来場者を対象にアンケート調査を行い、集計・分析すること。なお、アンケート項目については、事前に市と内容を協議すること。
- (2) 支援企業の採用状況の経過や採用充足度、本事業の参加満足度等を測定するため、支援企業を対象に適時（イベント実施後、事業全体終了後など）アンケートを実施し、集計・分析すること。

10 支援企業の費用負担

支援企業の費用負担がないよう努めること。費用負担を求める場合は、1社あたり10万円（税別）を上限とすること。

11 実施上の注意事項

- (1) 事業の実施や周知に当たっては、市と十分に打合せを行い、市の承認を得た上で実施すること。
- (2) 来場者や支援企業から本事業で手数料などの利益を得てはならない。
- (3) 来場者及び支援企業の募集は、受託者が主体的に行うものであるが、市の広報紙等への掲載や、企業に電子メールでの案内を行うことは可能である。
- (4) 市は、本業務の実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

12 実施報告書について

(1) 例月報告

次の事項について毎月10日までに前月分を報告すること（ただし、12月分については、1月15日までに報告すること）。

- ア 業務活動内容について
- イ 支援計画の進捗状況について
- ウ 企業への支援内容について
- エ 採用状況等について

(2) 各イベント終了後、速やかに次の事項を市に報告すること。

- ア 実施概要
- イ 記録写真

- ウ チラシなどの制作物
- エ 来場者及び支援企業のアンケート集計
- オ その他特別に報告を必要とすること

(3) 完了報告

- ア 事業目標に対する実績
- イ 新卒採用イベント等の実施状況について
- ウ 支援対象企業ごとの実績（採用状況）
- エ 支援計画の成果について
- オ 事業費の内訳
- カ 研修等で使用した資料等
- キ 撮影した写真データ ※写真データは、電子媒体（CD-R）で提出
- ク 来場者及び支援企業のアンケート分析結果
- ケ チラシなど広報物
- コ 事業を実施しての総括（成果、課題等）
- サ 上記以外に受託者が提案する項目

13 その他特記事項

(1) 再委託等の制限

受託者は、本事業の全部又は一部を再委託若しくは請負わせてはならない。ただし、事前に書面にて報告し、苫小牧市の承諾を得たときは、この限りでない。

(2) 業務責任者等

- ア 業務の円滑な進捗を図るため、受託者は、あらかじめ業務を実施する職員及び業務責任者を選任し、その氏名等を苫小牧市に通知するものとし、当該職員等を交替させる場合も同様とする。
- イ 業務責任者は、受託者の代理人として業務の実施に関する指揮監督、勤怠管理、安全衛生管理等を行うものとする。

(3) 守秘義務及び個人情報の取扱い

- ア 受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報について、公にされている事項を除き、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。
- イ 業務を処理するための個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」及び契約時に定める「個人情報の保護に関する特記事項」を遵守すること。

(4) 関係法令の遵守

業務の実施に当たっては、受託者は労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法等その他関連法令を遵守すること。

(5) 成果等の帰属について

ア 業務の実施により得られた成果、情報（個人情報を含む。）等については苦小牧市に帰属するものとし、苦小牧市の承諾を得ないで、他に使用しあるいは公表してはならない。

イ 受託者は、著作権及び特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている業務仕様等を使用するときは、その使用等に関する一切の責任を負わなければならない。

(6) 損害賠償と事故報告

本業務中に生じた諸事故や第三者に与えた損害については、受託者が一切の責任を負う。なお、事故等が発生した場合は、苦小牧市に経過・発生原因等を速やかに報告し、苦小牧市の指示に従うものとする。

(7) 各種助成金、補助金等との併給

業務を行う受託者に対する委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる各種助成金との併給はできないものとし、また、その他の補助金等の交付を受ける場合は、当該補助金額等を委託費から減額するものとする。

(8) 委託費の返還等

ア 本業務以外の用途に使用するなど、虚偽その他不正な手段等により委託費を受けた受託者に対しては、委託費の全部又は一部を返還させる。

イ 受託者の責めに帰すべき理由により、委託期間内に委託業務を完了しないとき、完了する見込みがないと苦小牧市が認めるとき、又は目標が達成できないときは、委託契約の一部若しくは全部を解除し、委託料を支払わないこと、又は既に委託料を支払っている場合は、委託料の一部若しくは全部を返還させ、若しくは損害賠償等を求めることがあるので、十分留意すること。

(9) 不測の事態への対応

感染症の流行等により、委託した業務が予定の期間内に完了しない場合や業務の遂行が困難となった場合など、不測の事態が生じた際には、仕様を変更し契約変更等を行う場合があるため、留意すること。